



# 山形県公報

平成27年7月14日（火）  
第2663号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規 則

- 山形県県税規則の一部を改正する規則……………（税 政 課）…909
- 山形県特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（ 同 ）…911
- 住民基本台帳法の施行に関する規則の一部を改正する規則……………（市 町 村 課）…912

### 告 示

- 指定障害児通所支援事業者の指定……………（置賜総合支庁福祉課）…913
- 県営土地改良事業計画の決定……………（村山総合支庁農村計画課）…同
- 農林水産大臣の指定に係る保安林予定森林の通知……………（林業振興課）…同
- 山形県海浜公園の利用料金……………（空港港湾課）…914

### 公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………（商業・県産品振興課）…同
- 同……………（ 同 ）…916
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………（会 計 局）…917
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………（ 同 ）…918

### 正 誤

## 規 則

山形県県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年7月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第50号

#### 山形県県税規則の一部を改正する規則

山形県県税規則（昭和29年6月県規則第42号）の一部を次のように改正する。

|                  |                              |   |   |   |   |   |   |
|------------------|------------------------------|---|---|---|---|---|---|
| 課<br>税<br>標<br>準 | 旧3級品の紙巻<br>たばこを除く製<br>造たばこ   | 本 | 本 | 本 | 本 | 本 | 本 |
|                  | 旧3級品の紙巻<br>たばこ               | 本 | 本 | 本 | 本 | 本 | 本 |
| 税                | 旧3級品の紙巻<br>たばこを除く製<br>造たばこ ① | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
|                  | 旧3級品の紙巻<br>たばこ ②             | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 額                | 合 計<br>(①+②) ③               | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |

別記第15号様式中

|                                         |        |   |   |   |   |   |   |
|-----------------------------------------|--------|---|---|---|---|---|---|
| 課税免除を受けようとする本数                          | 旧3級品以外 | 本 | 本 | 本 | 本 | 本 | 本 |
|                                         | 旧3級品   | 本 | 本 | 本 | 本 | 本 | 本 |
| 課税免除を受けようとする税額                          |        | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 返還控除を受けようとする本数                          | 旧3級品以外 | 本 | 本 | 本 | 本 | 本 | 本 |
|                                         | 旧3級品   | 本 | 本 | 本 | 本 | 本 | 本 |
| 返還控除を受けようとする税額                          |        | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 既に納付又は還付の確定した税額又は金額                     |        | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 納付すべき税額又は還付を受けようとする金額 (③-④-⑤-⑥)         |        | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 更正請求の理由、更正の請求をすることとなった事情の詳細その他参考となるべき事項 |        |   |   |   |   |   |   |

を

|                                         |    |   |      |      |      |   |
|-----------------------------------------|----|---|------|------|------|---|
| 課 税 標 準                                 | 本  | 本 | 本    | 本    | 本    | 本 |
| 税 額 ①                                   | 円  | 円 | 円    | 円    | 円    | 円 |
| 課税免除を受けようとする本数                          | 本  | 本 | 本    | 本    | 本    | 本 |
| 課税免除を受けようとする税額 ②                        | 円  | 円 | 円    | 円    | 円    | 円 |
| 返還控除を受けようとする本数                          | 本  | 本 | 本    | 本    | 本    | 本 |
| 返還控除を受けようとする税額 ③                        | 円  | 円 | 円    | 円    | 円    | 円 |
| 既に納付又は還付の確定した税額又は金額④                    | 円  | 円 | 円    | 円    | 円    | 円 |
| 納付すべき税額又は還付を受けようとする金額 (①-②-③-④) ⑤       | 円  | 円 | 円    | 円    | 円    | 円 |
| 更正請求の理由、更正の請求をすることとなった事情の詳細その他参考となるべき事項 |    |   |      |      |      |   |
| 振 込 口 座                                 |    |   |      |      |      |   |
| 金融機関名                                   | 本店 | 1 | 当座   | 口座番号 | 口座名義 |   |
| 銀 行                                     | 本所 | 2 | 普通   |      |      |   |
| 金 庫                                     | 支店 | 3 | 納税準備 |      |      |   |
| 組 合                                     | 支所 | 4 | 別段   |      |      |   |
|                                         |    | 5 | その他  |      |      |   |

に改め、同様式の注書を削る。

別記第97号様式中

|          |      |      |              |    |   |
|----------|------|------|--------------|----|---|
| 事業年度     | 期限延長 | 申告区分 | 資本金の額又は出資金の額 | 千円 | を |
| から<br>まで | 県民税  | 月    | 資本金等の額       | 千円 |   |
|          | 事業税  | 月    | 法人区分         |    |   |

|          |      |      |                        |    |    |
|----------|------|------|------------------------|----|----|
| 事業年度     | 期限延長 | 申告区分 | 資本金の額又は出資金の額           | 千円 | に改 |
| から<br>まで | 県民税  | 月    | 資本金の額及び<br>資本準備金の額の合算額 | 千円 |    |
|          | 事業税  | 月    | 資本金等の額                 | 千円 |    |
|          |      |      | 法人区分                   |    |    |

める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記第15号様式の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

（県たばこ税に関する経過措置）

2 改正後の山形県県税規則別記第15号様式は、平成28年4月1日以後に課すべき県たばこ税について適用し、同日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、改正前の山形県県税規則（以下「改正前の規則」という。）別記第15号様式は、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの間において課すべき県たばこ税については、なおその効力を有する。この場合において、同様式中

|                                         |  |
|-----------------------------------------|--|
| 更正請求の理由、更正の請求をすることとなった事情の詳細その他参考となるべき事項 |  |
|-----------------------------------------|--|

とあるのは

|                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |        |        |      |      |      |      |    |    |      |      |   |    |        |        |  |    |      |      |  |  |       |       |
|-----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|--------|------|------|------|------|----|----|------|------|---|----|--------|--------|--|----|------|------|--|--|-------|-------|
| 更正請求の理由、更正の請求をすることとなった事情の詳細その他参考となるべき事項 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |        |        |      |      |      |      |    |    |      |      |   |    |        |        |  |    |      |      |  |  |       |       |
| 振 込 口 座                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |        |        |      |      |      |      |    |    |      |      |   |    |        |        |  |    |      |      |  |  |       |       |
| 金融機関名                                   | <table border="1"> <tr> <td>銀行</td> <td>本店</td> <td>預金種目</td> <td>1 当座</td> <td rowspan="5">口座番号</td> <td rowspan="5">口座名義</td> </tr> <tr> <td>金組</td> <td>本所</td> <td>2 普通</td> <td>2 普通</td> </tr> <tr> <td>合</td> <td>支店</td> <td>3 納税準備</td> <td>3 納税準備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>支所</td> <td>4 別段</td> <td>4 別段</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>5 その他</td> <td>5 その他</td> </tr> </table> | 銀行     | 本店     | 預金種目 | 1 当座 | 口座番号 | 口座名義 | 金組 | 本所 | 2 普通 | 2 普通 | 合 | 支店 | 3 納税準備 | 3 納税準備 |  | 支所 | 4 別段 | 4 別段 |  |  | 5 その他 | 5 その他 |
| 銀行                                      | 本店                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 預金種目   | 1 当座   | 口座番号 | 口座名義 |      |      |    |    |      |      |   |    |        |        |  |    |      |      |  |  |       |       |
| 金組                                      | 本所                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 2 普通   | 2 普通   |      |      |      |      |    |    |      |      |   |    |        |        |  |    |      |      |  |  |       |       |
| 合                                       | 支店                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 3 納税準備 | 3 納税準備 |      |      |      |      |    |    |      |      |   |    |        |        |  |    |      |      |  |  |       |       |
|                                         | 支所                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 4 別段   | 4 別段   |      |      |      |      |    |    |      |      |   |    |        |        |  |    |      |      |  |  |       |       |
|                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 5 その他  | 5 その他  |      |      |      |      |    |    |      |      |   |    |        |        |  |    |      |      |  |  |       |       |

と、同様式の注書中「条例附

則第15条の2」とあるのは「山形県県税条例等の一部を改正する条例（平成27年7月県条例第41号）第1条の規定による改正前の条例附則第15条の2」とする。

（様式に関する経過措置）

4 改正前の規則別記第97号様式の規定により作成した用紙は、当分の間使用することができる。

山形県特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年7月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 山形県規則第51号

## 山形県特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山形県特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則（平成17年12月県規則第89号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「第2条第1項」を「第2条」に、同号ロ中「収支計算書」を「活動計算書（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第27条第3号の活動計算書をいう。）」に改め、同条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

別記様式第1号中「第6号様式の㊸記載額」を「第6号様式の㊹記載額」に、

|                                |                                          |   |
|--------------------------------|------------------------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> 定款の写し | <input type="checkbox"/> 申請法人の登記事項証明書の写し | を |
| <input type="checkbox"/> 事業報告書 | <input type="checkbox"/> 収支計算書           |   |
| <input type="checkbox"/> 損益計算書 | <input type="checkbox"/> その他（ ）          |   |

|                                 |                                          |       |
|---------------------------------|------------------------------------------|-------|
| <input type="checkbox"/> 定款の写し  | <input type="checkbox"/> 申請法人の登記事項証明書の写し | に改める。 |
| <input type="checkbox"/> 事業報告書  | <input type="checkbox"/> 活動計算書           |       |
| <input type="checkbox"/> その他（ ） |                                          |       |

## 附 則

（施行期日）

- この規則は、公布の日から施行する。  
（活動計算書に関する経過措置）
- 当分の間、条例第2条第1項の規定により県税の課税免除を受けようとする特定非営利活動法人は、改正後の第3条第1号ロの規定にかかわらず、同号ロの活動計算書に代えて、収支計算書を添付することができる。
- 当分の間、条例第2条第2項の規定により県税の課税免除を受けようとする特定非営利活動法人は、改正後の第3条第1号ロの規定にかかわらず、同号ロの活動計算書に代えて、収支計算書及び損益計算書を添付することができる。
- 前2項の規定の適用がある場合においては、改正後の別記様式第1号中

|                                 |                                          |        |
|---------------------------------|------------------------------------------|--------|
| <input type="checkbox"/> 定款の写し  | <input type="checkbox"/> 申請法人の登記事項証明書の写し | とあるのは、 |
| <input type="checkbox"/> 事業報告書  | <input type="checkbox"/> 活動計算書           |        |
| <input type="checkbox"/> その他（ ） |                                          |        |

|                                |                                          |      |
|--------------------------------|------------------------------------------|------|
| <input type="checkbox"/> 定款の写し | <input type="checkbox"/> 申請法人の登記事項証明書の写し | とする。 |
| <input type="checkbox"/> 事業報告書 | <input type="checkbox"/> 収支計算書           |      |
| <input type="checkbox"/> 損益計算書 | <input type="checkbox"/> その他（ ）          |      |

住民基本台帳法の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年7月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 山形県規則第52号

## 住民基本台帳法の施行に関する規則の一部を改正する規則

住民基本台帳法の施行に関する規則（平成14年8月県規則第59号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「山形県立高等学校の授業料等徴収条例」を「山形県立学校の授業料等徴収条例」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 山形県告示第628号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成27年7月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地                                 | 障害児通所支援の種類     | 指定年月日       |
|-----------------------------|---------------------------------------------|----------------|-------------|
| 株式会社松川<br>米沢市通町二丁目11番13号    | 指定障がい福祉サービス事業所 な<br>せば成る<br>米沢市万世町片子295番地3号 | 放課後等デイサー<br>ビス | 平成27. 7. 15 |

### 山形県告示第629号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営大江中部地区土地改良事業（農村地域防災減災事業）計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年7月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 縦覧に供する書類の名称  
県営大江中部地区土地改良事業（農村地域防災減災事業）計画書の写し
- 縦覧に供する場所  
大江町役場
- 縦覧に供する期間  
平成27年7月21日から同年8月18日まで
- その他  
この告示に係る決定については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。  
また、この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

### 山形県告示第630号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年7月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 保安林予定森林の所在場所  
酒田市中野俣字相掛沢40-130、40-157、40-160、81-2から81-5まで、81-7、81-8、83-1、85、86、88-2、89から94まで、293、294
- 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
イ 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字相掛沢40-130、40-157、40-160、81-7、81-8、83-1、93、94  
ロ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ハ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ニ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部林業振興課及び酒田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 山形県告示第631号

山形県海浜公園条例（平成17年7月県条例第82号）第11条第2項の規定により、山形県海浜公園の施設の利用料金を次のとおり承認した。

平成27年7月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 利用料金

| 施 設       |      | 期 間 等                       | 単 位     | 利用料金 |
|-----------|------|-----------------------------|---------|------|
| マリンパーク鼠ヶ関 | 駐車場  | 7月17日から8月16日までの午前8時から午後5時まで | 1日1回につき | 700円 |
|           | シャワー |                             |         | 無 料  |

#### 2 適用期間

平成27年7月17日から平成28年3月31日まで

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・県産品振興課及び庄内総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに三川町役場において平成27年11月14日まで縦覧に供する。

平成27年7月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ル・パークみかわショッピングスクエア（第1ブロック）

東田川郡三川町大字猪子字大堰端326番1外

#### 2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（変更前）

| 名 称           | 住 所                    | 代表者の氏名    |
|---------------|------------------------|-----------|
| 株 式 会 社 ニ ト リ | 北海道札幌市手稲区新発寒六条一丁目5番80号 | 似 鳥 昭 雄   |
| 株 式 会 社 コ ジ マ | 栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号      | 木 村 一 義   |
| 株式会社ベストウイング   | 新庄市大字鳥越1496番地の34       | 青 柳 富 士 男 |
| 株 式 会 社 ロ ッ ク | 鶴岡市大宝寺町3番51号           | 金 子 正 幸   |

(変更後)

| 名 称         | 住 所                   | 代表者の氏名 |
|-------------|-----------------------|--------|
| 株式会社ニトリ     | 北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号 | 似鳥昭雄   |
| 株式会社コジマ     | 栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号     | 木村一義   |
| 株式会社ベストウイング | 新庄市大字鳥越1496番地の34      | 青柳富士男  |
| 株式会社ロック     | 鶴岡市大宝寺町3番51号          | 金子正幸   |
| ゼビオ株式会社     | 福島県郡山市朝日三丁目7番35号      | 諸橋友良   |

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称            | 住 所                    | 代表者の氏名 |
|----------------|------------------------|--------|
| 株式会社ニトリ        | 北海道札幌市手稲区新発寒六条一丁目5番80号 | 似鳥昭雄   |
| 株式会社ドン・キホーテ    | 東京都目黒区青葉台二丁目19番10号     | 大原孝治   |
| ゼビオ株式会社        | 福島県郡山市朝日三丁目7番35号       | 諸橋友良   |
| 株式会社ベストウイング    | 新庄市大字鳥越1496番地の34       | 青柳富士男  |
| ヴィクトリィ・オート株式会社 | 鶴岡市大字大宝寺字日本国52番地3      | 斎藤祥雄   |

(変更後)

| 名 称            | 住 所                   | 代表者の氏名 |
|----------------|-----------------------|--------|
| 株式会社ニトリ        | 北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号 | 似鳥昭雄   |
| 株式会社ドン・キホーテ    | 東京都目黒区青葉台二丁目19番10号    | 大原孝治   |
| ゼビオ株式会社        | 福島県郡山市朝日三丁目7番35号      | 諸橋友良   |
| 株式会社ベストウイング    | 新庄市大字鳥越1496番地の34      | 青柳富士男  |
| ヴィクトリィ・オート株式会社 | 鶴岡市大宝寺字日本国52番地3       | 斎藤祥雄   |

## 3 変更年月日

(1) 2の(1)に掲げる事項

イ 株式会社ニトリに係るもの 平成24年10月1日

ロ ゼビオ株式会社に係るもの 平成18年6月26日

(2) 2の(2)に掲げる事項 平成24年10月1日

## 4 届出年月日

平成27年6月17日

## 5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成27年11月14日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・県産品振興課及び庄内総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに三川町役場において平成27年11月14日まで縦覧に供する。

平成27年7月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ル・パークみかわショッピングスクエア（第1ブロック）  
東田川郡三川町大字猪子字大堰端326番1外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ニトリ 北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号  
代表取締役 似鳥昭雄  
株式会社コジマ 栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号  
代表取締役 木村一義  
株式会社ベストウイング 新庄市大字鳥越1496番地の34  
代表取締役 青柳富士男  
株式会社ロック 鶴岡市大宝寺町3番51号  
代表取締役 金子正幸  
ゼビオ株式会社 福島県郡山市朝日三丁目7番35号  
代表取締役 諸橋友良
- 3 変更する事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
（変更前）

| 小 売 業 を 行 う 者  | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 |
|----------------|---------|---------|
| 株式会社ニトリ        | 午前10時   | 午後8時    |
| 株式会社ドン・キホーテ    | 終日営業    |         |
| ゼビオ株式会社        | 午前10時   | 午後8時    |
| 株式会社ベストウイング    | 午前10時   | 午後8時    |
| ヴィクトリィ・オート株式会社 | 午前8時    | 午後8時    |



(変更後)

| 小売業を行う者        | 開店時刻  | 閉店時刻 |
|----------------|-------|------|
| 株式会社ニトリ        | 午前10時 | 午後8時 |
| 株式会社ドン・キホーテ    | 終日営業  |      |
| ゼビオ株式会社        | 午前8時  | 午後9時 |
| 株式会社ベストウイング    | 午前10時 | 午後8時 |
| ヴィクトリィ・オート株式会社 | 午前8時  | 午後8時 |

## 4 変更年月日

平成27年6月18日

## 5 届出年月日

平成27年6月17日

## 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成27年11月14日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成27年7月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1) ロータリ除雪車2.6メートル級 2台
- (2) ロータリ除雪車2.2メートル級（スイングオーガ装置付き） 2台
- (3) ロータリ除雪車2.2メートル級 2台
- (4) 除雪ドーザ14トン級 6台
- (5) 除雪ドーザ11トン級 4台
- (6) 小形除雪車1.3メートル級 1台
- (7) 小形除雪車1.0メートル級 2台

## 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県会計局会計課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2723

## 3 落札者を決定した日 平成27年6月11日

## 4 落札者の名称及び所在地

1の(1)から(7)までごとに次のとおり。

- (1) 昭建機株式会社 山形市大字十文字1128番地1
- (2) 株式会社KCMJ山形営業所 新庄市大字福田字福田山711番69
- (3) 昭建機株式会社 山形市大字十文字1128番地1
- (4) コマツ山形株式会社 山形市蔵王成沢字町浦192番地

- (5) コマツ山形株式会社 山形市蔵王成沢字町浦192番地
- (6) 株式会社KCMJ山形営業所 新庄市大字福田字福田山711番69
- (7) 昭建機株式会社 山形市大字十文字1128番地1

5 落札金額

1の(1)から(7)までごとに次のとおり。

- (1) 93,636,000円
- (2) 66,204,000円
- (3) 60,912,000円
- (4) 82,728,000円
- (5) 47,196,000円
- (6) 15,120,000円
- (7) 15,973,200円

6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成27年4月28日

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成27年7月14日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
凍結防止剤散布車 2台
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県会計局会計課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2723
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成27年6月24日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地  
いこい重車輛株式会社 山形市青田南23番25号
- 5 随意契約に係る契約金額 32,940,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号該当

正 誤

| 発行年月日       | 県公報<br>番 号 | ページ | 行     | 誤     | 正     |
|-------------|------------|-----|-------|-------|-------|
| 平成25. 6. 21 | 第2454号     | 761 | 下から14 | 字大道根  | 字大道限  |
| 平成27. 5. 29 | 第2650号     | 751 | 15    | 中野京田甲 | 中野京田乙 |